(総則)

- 第1条 この特約は、この特約が添付される契約(以下「本契約」という。)と一体をなす。 (談合その他不正行為に係る解除)
- 第2条 愛知県(以下「甲」という。)は、契約の相手方(以下「乙」という。)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
  - (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条 第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場 合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1 項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が 確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
  - (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状態があったとして独占禁止法第8条の4第1項の 規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令 が確定したとき。
  - (4) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が 同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前2項の規定により契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、本契約の定めるところによる。ただし、この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責を負わない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
  - (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の 規定の適用があるとき。
  - (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金 の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を 連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表 者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。